

小平市障がい者福祉計画  
第六期小平市障害福祉計画  
第二期小平市障害児福祉計画

令和3（2021）年3月  
小 平 市



## 目次

第1章 計画策定の背景・概要 .....	1
1 計画策定の背景 .....	3
2 計画策定の目的 .....	6
3 計画の位置付け .....	6
4 計画の期間 .....	8
5 計画策定の体制 .....	8
第2章 障がいのある人の現状と課題 .....	11
1 人口の推移 .....	13
2 身体障がい者の状況 .....	13
3 知的障がい者の状況 .....	14
4 精神障がい者の状況 .....	14
5 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 .....	15
6 難病医療費等助成受給者数の状況 .....	15
7 児童・生徒の状況 .....	16
8 アンケート調査の概要 .....	18
9 障がい者福祉計画（前期計画）における重点施策の評価・課題 .....	32
10 障害福祉計画・障害児福祉計画（前期計画）における成果目標の評価・ 課題 .....	36
11 障がいのある人の現状と課題 .....	43
第3章 計画の基本理念・体系 .....	51
1 計画の基本理念 .....	53
2 計画の基本目標（施策の柱） .....	56
3 計画の展開（施策の体系） .....	57
第4章 施策の方向と展開（小平市障がい者福祉計画） .....	59
1 生活支援の推進 .....	62
2 生活環境の整備 .....	79
3 教育・発達支援の充実 .....	83
4 雇用・就労の拡大 .....	90
5 広報・啓発活動の推進 .....	93

第5章 サービスの提供について～成果目標とサービスの見込み量～（第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画） .....	101
1 計画の基本的な考え方 .....	103
2 成果目標 .....	105
3 障害福祉サービス・相談支援・障がい児支援等の見込み量.....	117
第6章 計画の推進と進行管理 .....	145
1 計画の推進体制の整備 .....	147
2 計画の進行管理 .....	148
資料編 .....	149
用語集 .....	165

# 第1章 計画策定の背景・概要



# 1 計画策定の背景

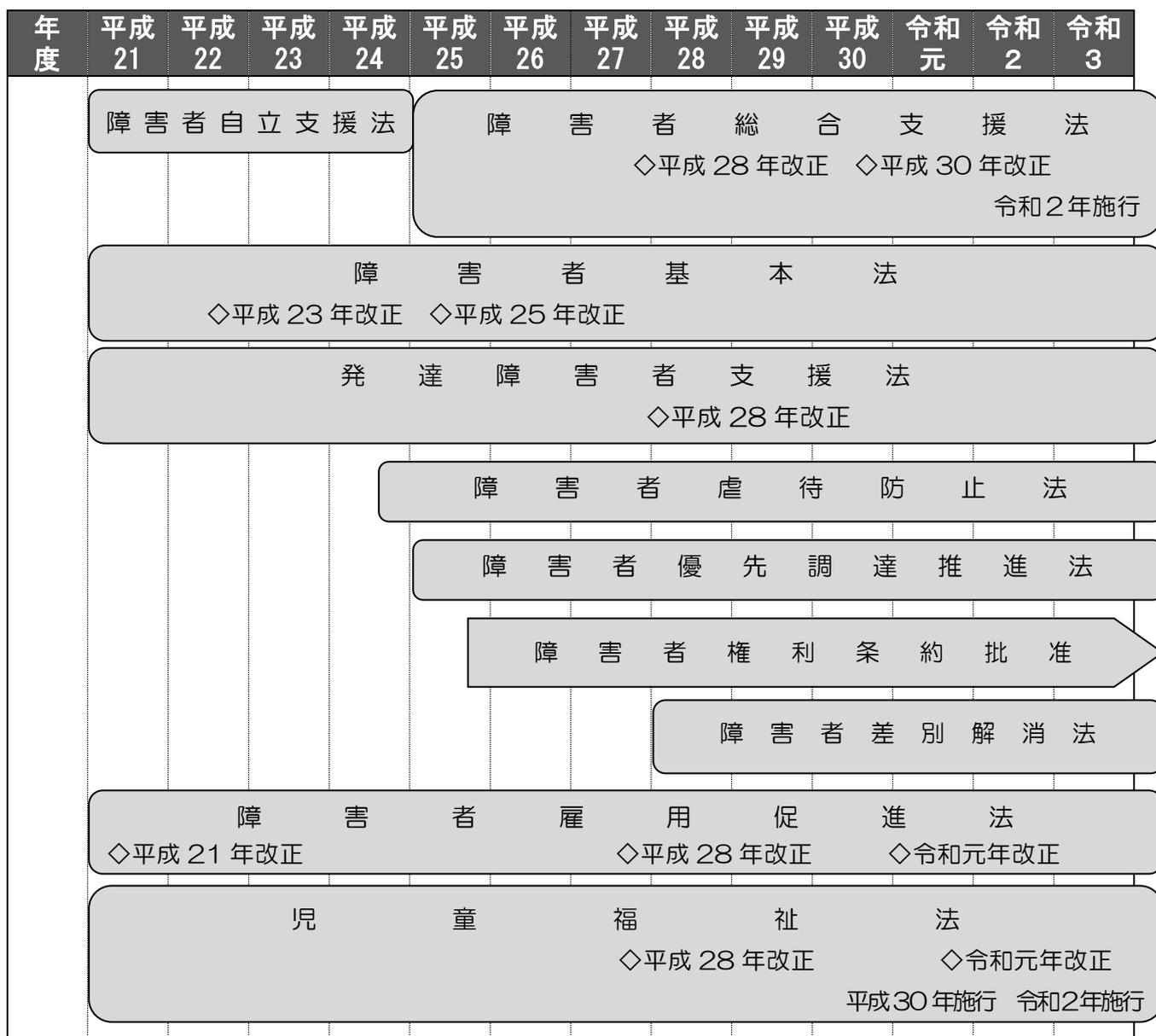
## ◇障がい者福祉をめぐる動き

年月	障害福祉施策の動き
平成 18 年 3月	『第一期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 18 (2006) 年度～平成 20 (2008) 年度)
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化など)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障がい者等の移動の円滑化など)</li> </ul>
平成 19 年 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約に署名</li> </ul>
平成 20 年 3月	『小平市障がい者福祉計画』を策定 (平成 20 (2008) 年度～平成 23 (2011) 年度)
平成 21 年 3月	『第二期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度)
平成 22 年 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法の改正 (利用者負担の見直し、発達障がい対象として明確化など)</li> </ul>
平成 23 年 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正障害者基本法の施行 (障害者の定義の見直し、差別の禁止など)</li> </ul>
平成 24 年 3月	『小平市障がい者福祉計画』及び 『第三期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 24 (2012) 年度～平成 26 (2014) 年度)
平成 24 年 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待防止法の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村障害者虐待防止センター・都道府県障害者権利擁護センターの設置など)</li> </ul>
平成 25 年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法の施行 (難病患者を対象として追加、障害者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加等)</li> <li>・ 障害者優先調達推進法の施行 (国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進など)</li> </ul>
平成 26 年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約の批准</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正精神保健福祉法の施行 (保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直しなど)</li> </ul>
平成 27 年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大など)</li> </ul>
平成 27 年 3月	『小平市障がい者福祉計画』を策定 (平成 27 (2015) 年度～令和 2 (2020) 年度) 『第四期小平市障害福祉計画』を策定 (平成 27 (2015) 年度～平成 29 (2017) 年度)

## 第1章 計画策定の背景・概要

年月	障害福祉施策の動き
平成 28 年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法の施行 (障がい者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正障害者雇用促進法の施行 (雇用分野での障がい者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える(平成 30 年 4月施行))</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定など)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正発達障害者支援法の施行 (ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めた、きめ細やかな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置など)</li> </ul>
平成 30 年 3月	『第五期小平市障害福祉計画』及び『第一期小平市障害児福祉計画』を策定 (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設など)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正 (地域共生社会の実現に向けた取組の推進など)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 (文化芸術活動を通じた個性・能力の発揮、社会参加の促進など)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギャンブル等依存症対策基本法の施行 (各段階に応じた防止・回復のための対策、日常生活・社会生活の支援など)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)の施行</li> </ul>
令和元年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進法の一部改正法の施行 (短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援など)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行 (アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)の量的拡充、質の向上など)</li> </ul>
令和 2 年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部改正法の施行 (移動円滑化に関するソフト面の対策強化、バリアフリー基準適合対象の拡大など)</li> </ul>

◇障がい者福祉をめぐる動き



## 2 計画策定の目的

『小平市障がい者福祉計画』（平成 27（2015）年度～令和 2（2020）年度）及び『第五期小平市障害福祉計画・第一期小平市障害児福祉計画』（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）の計画期間が令和 2（2020）年度に終了となるため、これまでの計画を発展的に見直し、進捗状況及び目標数値の達成状況を検証することにより、令和 3（2021）年度以降の小平市の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的とします。

## 3 計画の位置付け

『小平市障がい者福祉計画』は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療や教育、社会参加、災害時の支援など、小平市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画であると言えます。国の『障害者基本計画』や東京都の『東京都障害者計画』との連携を考慮して策定しています。

また、『小平市障がい者福祉計画』は、『小平市第四次長期総合計画』の部門別計画として、『小平市地域保健福祉計画』及びその分野別計画である『小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画（地域包括ケア推進計画）』、『第二期小平市子ども・子育て支援事業計画』、『小平市福祉のまちづくり推進計画』、『小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画』など、関係する他の計画との整合性を図って策定しています。

このうち、『小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画』は、特に本計画との関連性が高く、『特別支援教育総合推進計画』においては、就学に向けた相談や学校での支援など、義務教育期の学校教育の取組を中心として推進していきます。乳幼児期の療育や発達支援、保育園等における支援や、義務教育期の放課後活動における支援、生涯学習や就労支援等についても、両計画の整合性を図りながら、取組を推進します。

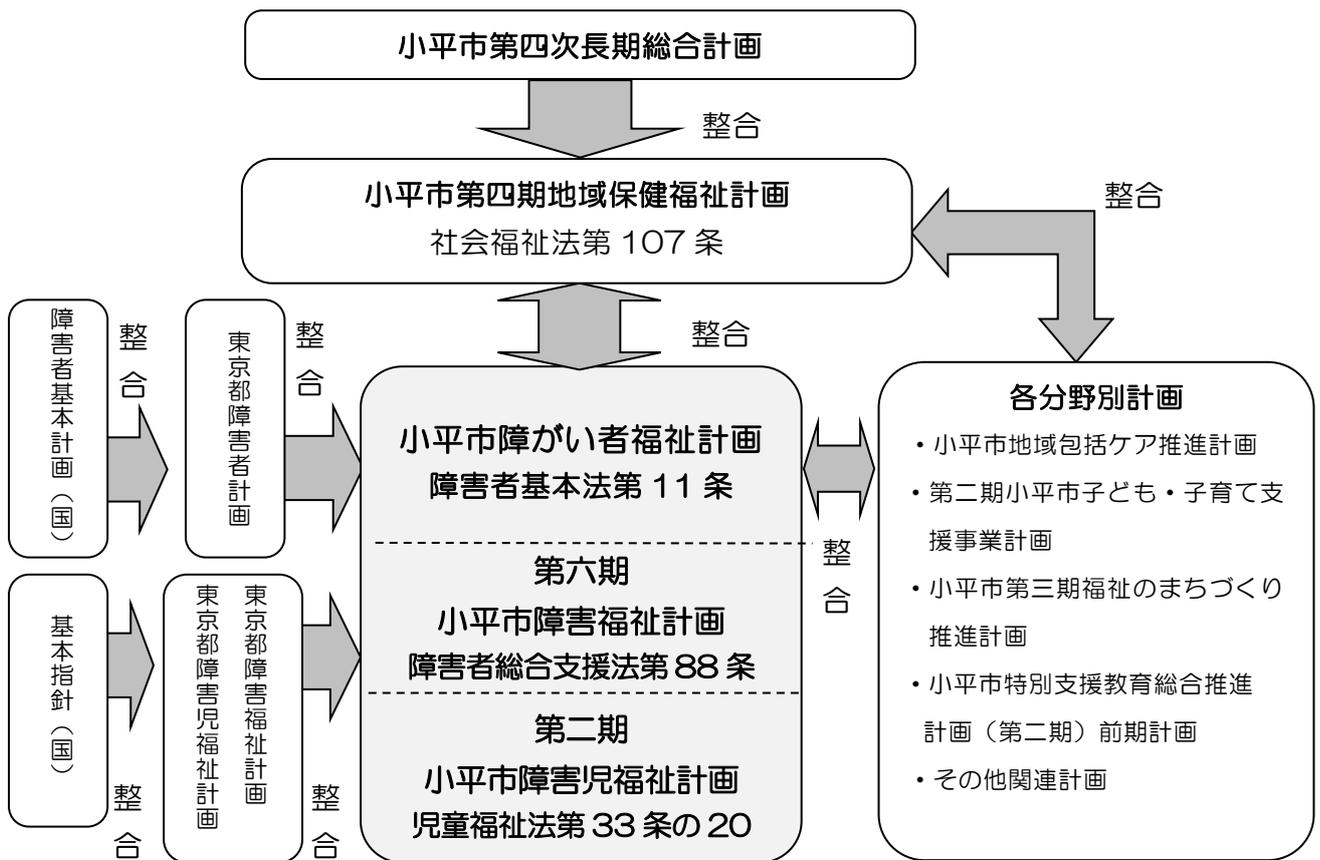
一方、『小平市障害福祉計画』は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定め、「障がい者福祉計画」の一部である障害福祉サービスなどに関してより具体的な内容を定める、実施計画として位置付けられています。

また、『小平市障害児福祉計画』は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定め、障がい者福祉計画の一部である障害児通所支

援などに関してより具体的な内容を定める、実施計画として位置付けられています。

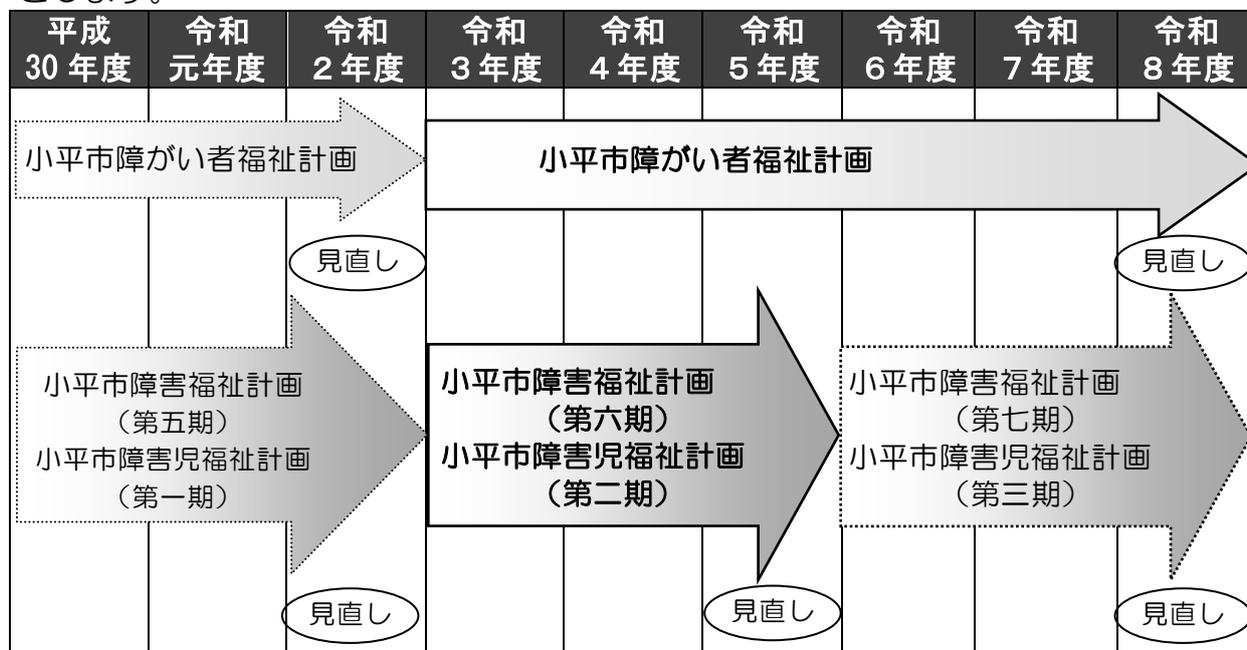
国の「基本指針」では、令和5（2023）年度を目標年度とする成果目標、令和5（2023）年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の種類毎の必要な量の見込み並びにその見込み量の確保のための方策、その他必要な事項を定めるよう規定されています。

小平市では、国の「基本指針」で示された考え方を踏まえ、『小平市障がい者福祉計画』『第六期小平市障害福祉計画』『第二期小平市障害児福祉計画』を一体の計画として策定します。



## 4 計画の期間

『小平市障がい者福祉計画』の期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とし、また『第六期小平市障害福祉計画』及び『第二期小平市障害児福祉計画』の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



## 5 計画策定の体制

本計画の策定に際して、令和元（2019）年10月から11月にかけて、障がい者（手帳所持者）、難病等の方、発達障がい者\*を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

また、障がいの当事者、障がい者福祉関係団体、公募市民などが参加した「小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画検討委員会」を設置し、本計画素案などの検討を行うほか、庁内においては福祉・教育・子育てなどの関係部局による「小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定調整会議」などにより、連携の強化を図り策定を進めました。

さらに、「地域自立支援協議会」からも意見を聴くほか、本計画素案について「市民懇談会」を開催するとともに、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施して、広く市民の声を本計画に反映させるよう努めました。

☆「発達障がい者」…障害者総合支援法で支援の対象となる「発達障がい者」は、診断を受けた人ですが、アンケート調査の対象とした発達障がい者には「発達障がいと思われる人」（診断を受けていない）も含まれます。

### 「自立」の概念について

「自立」という言葉の概念については様々な見解や解釈があり、今日まで広く受け入れられている統一的な定義というものは見当たりません。

本計画では、身辺的援助や経済的援助を受けているかなど、「他者からの援助を必要とするか否か」で判断するのではなく、「自分の生き方を自らの意思で決め、具体的な生活の様式や内容を自己選択・自己決定しつつ、社会の一員として生活していく人格的自立」を「自立」の概念としています。

### 「障害者」等の「害」の表記について

小平市では、“心のバリアフリー”等を推進するために、広報誌など市で使う「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

## 「障がい者」の範囲について

「障がい」の定義については、国際的に本人の機能に着目した“医療モデル”から、環境との相互作用を重視する“社会モデル”への転換が進んでいます。「国際生活機能分類（ICF）」（平成 13（2001）年）では、障がいを、①健康状態、②生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）、③背景因子（環境因子、個人因子）の三要素の相互作用として捉えています。

小平市の障がい者施策も、従来は基本的に身体障がい・知的障がい・精神障がいのいわゆる「三障がい」のある人を対象に推進してきましたが、平成 22（2010）年 12 月に障がいの範囲の見直しが行われたことにより、「発達障がい」が障害者自立支援法上の障がいの範囲に明記されました。

また、障害者基本法の改正により、第2条で、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。

高次脳機能障がいも精神障がいに含まれることとされ、支援の対象となっているほか、平成 25（2013）年4月には、障害者総合支援法の定める障害者（児）の対象に、新たに難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

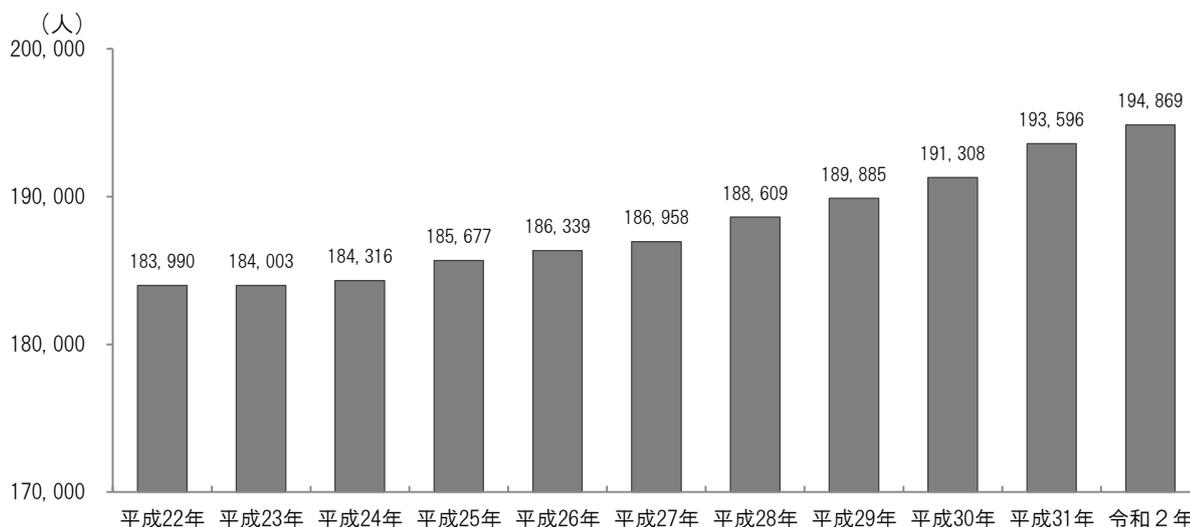


## **第2章 障がいのある人の現状と課題**



# 1 人口の推移

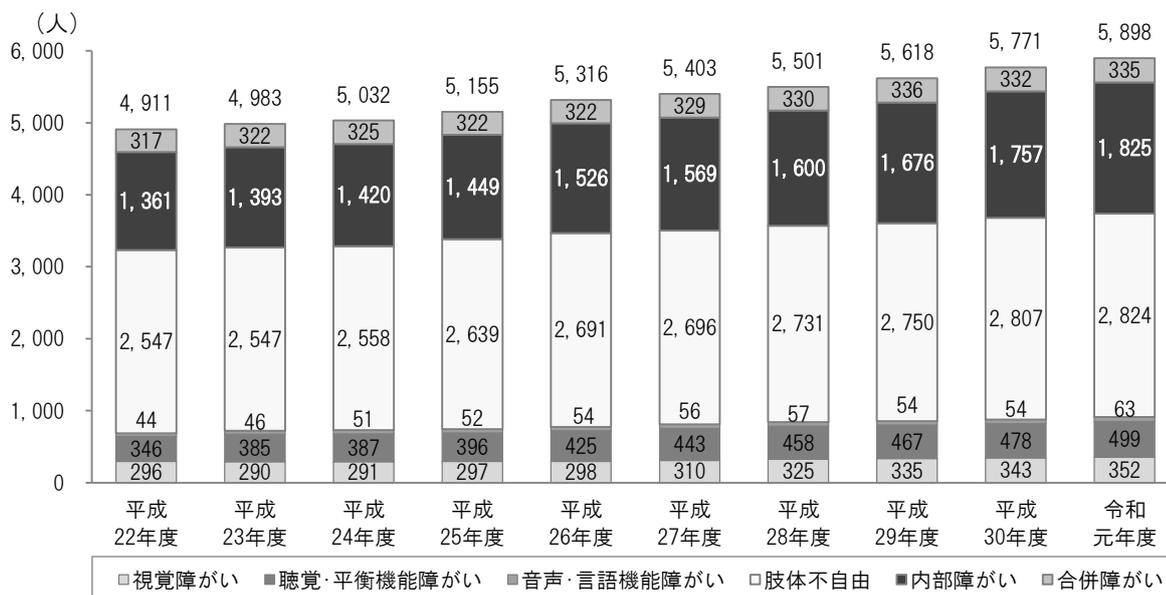
小平市の過去10年間の人口の推移をみると、平成22（2010）年以降増加傾向にあり、平成22（2010）年に183,990人であったのが、令和2年（2020）年には194,869人になり、約1.05倍となっています。特に、平成30（2018）年から平成31（2019）年にかけては2,288人増加し、大きな伸びを示しています。



資料：町丁別住民基本台帳人口 ※各年1月1日現在

# 2 身体障がい者の状況

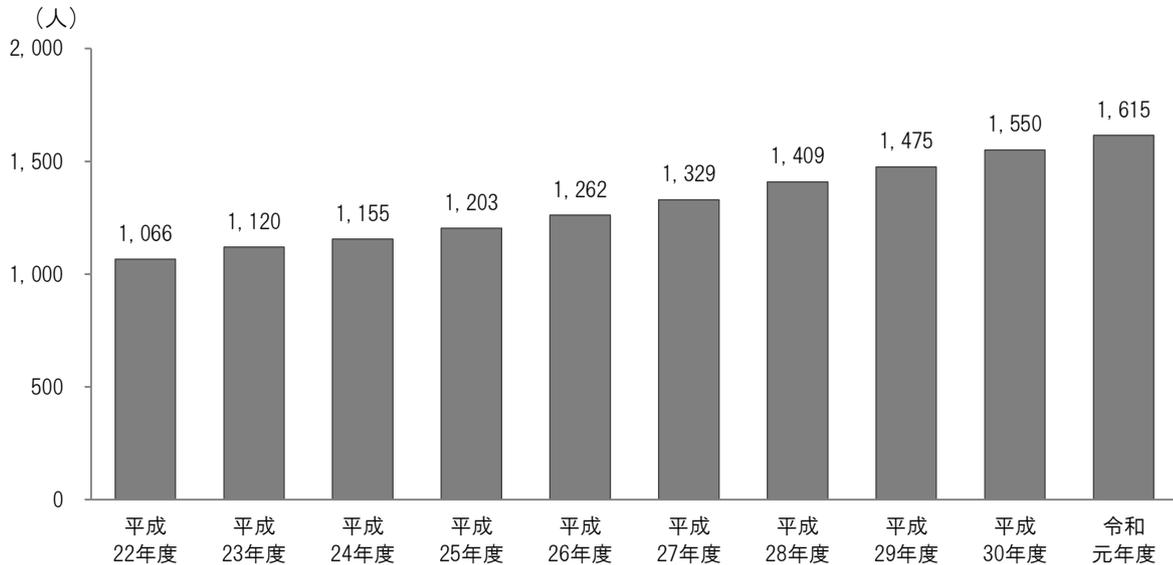
小平市の身体障害者手帳の所持者数は、平成22（2010）年度に4,911人であったのが、令和元（2019）年度には5,898人となり、約1.20倍の伸びを示しています。障がい別では、「聴覚・平衡機能障がい」が約1.44倍、「音声言語・言語機能障がい」が約1.43倍、「内部障がい」が約1.34倍となっています。



資料：障がい者支援課 ※各年度3月31日現在

### 3 知的障がい者の状況

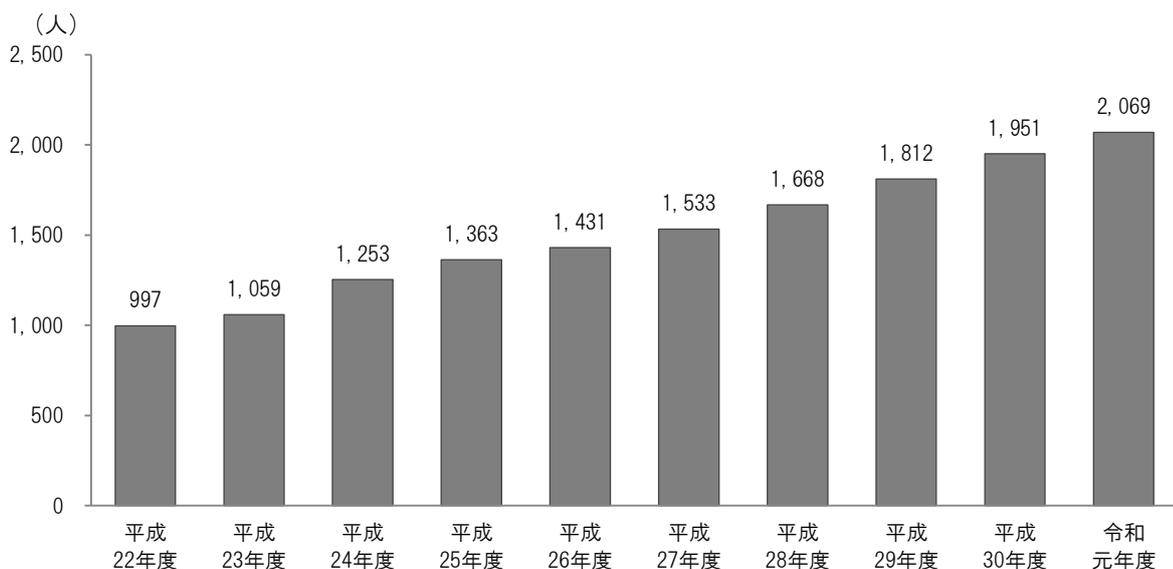
小平市の愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、平成 22（2010）年度に 1,066 人であったのが、令和元（2019）年度には 1,615 人になり、約 1.52 倍の伸びを示しています。



資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 3 1 日現在

### 4 精神障がい者の状況

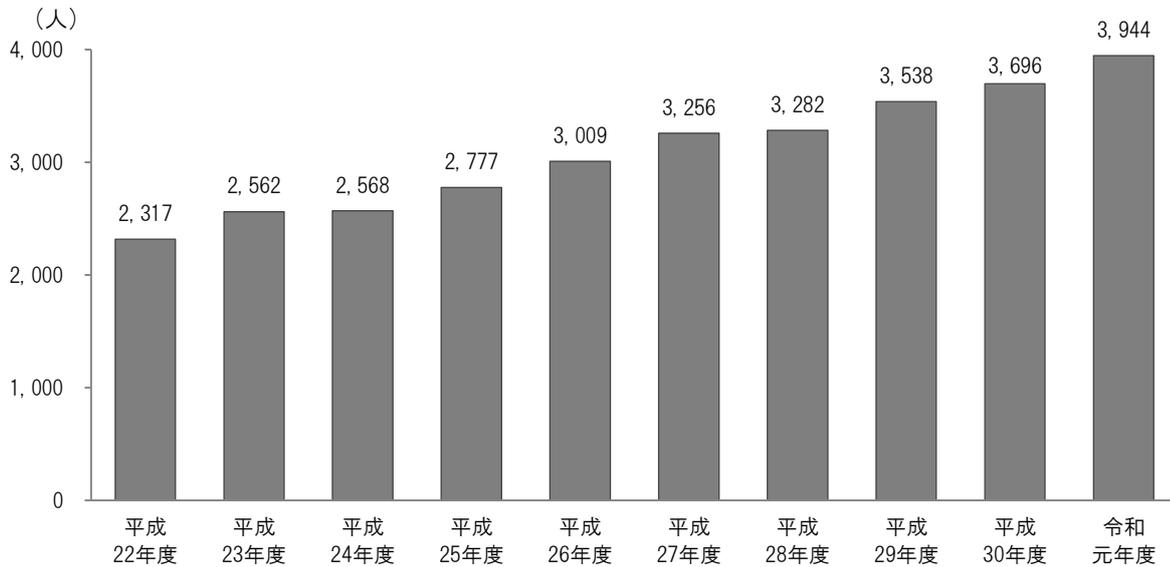
小平市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 22（2010）年度に 997 人であったのが、令和元（2019）年度には 2,069 人になり、約 2.08 倍の伸びを示しています。



資料：障がい者支援課 ※各年度 3 月 3 1 日現在

## 5 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

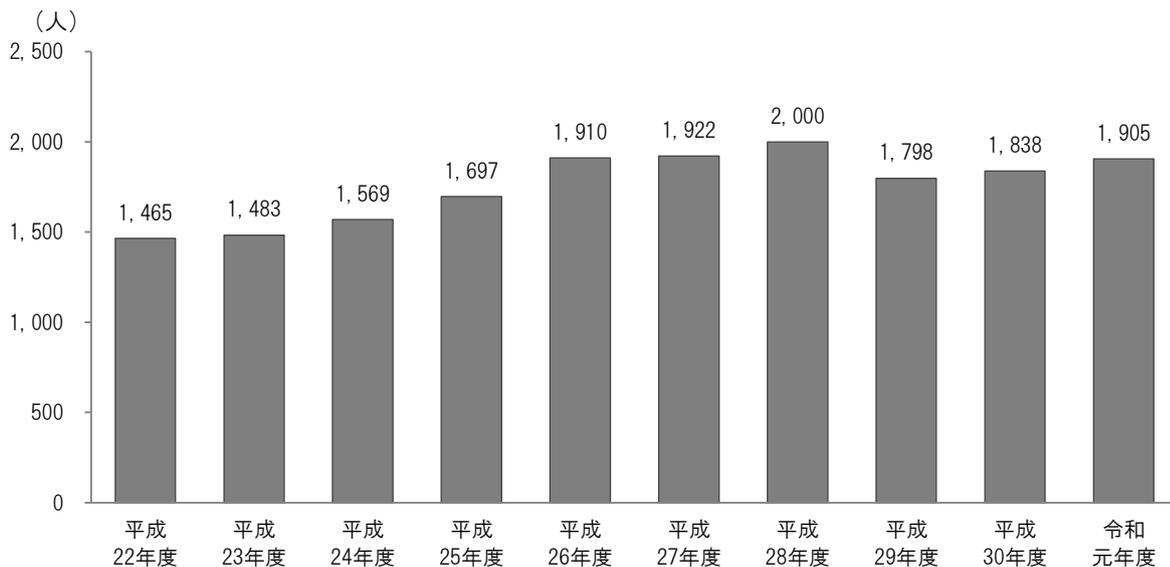
小平市の自立支援医療（精神通院）受給者の推移では、平成 22（2010）年度に 2,317 人であったのが、令和元（2019）年度には 3,944 人になり、約 1.70 倍になっています。



資料：障がい者支援課 ※各年度 3月31日現在

## 6 難病医療費等助成受給者数の状況

小平市の難病医療費等助成受給者数は、平成 22（2010）年度に 1,465 人であったのが、令和元（2019）年度には 1,905 人になり、約 1.30 倍の伸びを示しています。



資料：障がい者支援課 ※各年度 3月31日現在

## 7 児童・生徒の状況

### (1) 0歳から18歳までの年齢別手帳所持者数

小平市の18歳以下の手帳所持者数は、令和2（2020）年3月31日現在、身体障害者手帳が185人、愛の手帳が449人、精神障害者保健福祉手帳が51人となっています。

年齢	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳
0～3	12	17	0
4～6	29	47	1
7～9	32	89	7
10～12	42	86	10
13～15	38	98	8
16～18	32	112	25
合計	185	449	51

資料：障がい者支援課 ※令和2（2020）年3月31日現在

### (2) 特別支援学級等の学年別在籍児童・生徒数（市立小学校、中学校）

小平市立小学校に在籍する特別な支援を要する児童数は、令和2（2020）年5月1日現在、特別支援学級（固定級）が169人、特別支援教室及び通級指導学級が428人となっています。

小平市立中学校に在籍する特別な支援を要する生徒数は、令和2（2020）年5月1日現在、特別支援学級（固定級）が78人、特別支援教室及び通級指導学級が66人となっています。

学年	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
特別支援学級 （固定級）	16	19	17	41	39	37	22	25	31
合計	169						78		

学年	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
特別支援教室 通級指導学級	22	73	104	84	78	67	30	21	15
合計	428						66		

資料：学務課 ※令和2（2020）年5月1日現在  
※通級指導学級には、難聴・言語学級（きこえ・ことば）を含む。

(3) 特別支援学校等の学年別在籍児童・生徒数

小平市内や近隣の特別支援学校等に在籍する小平市在住の児童・生徒数は、令和2(2020)年5月1日現在、220人となっています。

学年	小学部						中学部			高等部			合計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
東京都立 小平特別支援学校 小金井特別支援学校 田無特別支援学校	12	21	14	16	8	8	19	10	13	22	18	24	185
その他の 特別支援学校等	0	1	1	3	1	2	3	1	1	3	6	13	35
合計①(学年別)	12	22	15	19	9	10	22	11	14	25	24	37	220
合計②(学部別)	87						47			86			220

令和2(2020)年5月1日現在

東京都立 小平特別支援学校	小学部・中学部・高等部
東京都立 小金井特別支援学校	小学部・中学部(高等部なし)
東京都立 田無特別支援学校	高等部(小学部・中学部なし)
その他の 特別支援学校等	東京学芸大学附属特別支援学校・東京都立立川ろう学校・東京都立青峰学園・東京都立南大沢学園・旭出学園・武蔵野東学園など

【障がい者支援課調べ】

## 8 アンケート調査の概要

障がい者の生活実態や障がい施策に対する意見などを把握して本計画策定の基礎資料とするため、令和元（2019）年10月から11月にかけて、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等の方及び発達障がいの方を主たる対象者としたアンケート調査を実施しました。

以下に掲げたのは、『小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書（令和2（2020）年3月）』より抜粋した、調査結果の概要です。

### ■アンケート調査の実施状況

今回調査では、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病等の方及び発達障がいの方に調査票を配付し、1,510人の方から回答をいただきました。

	今回調査 令和元（2019）年10月～11月			前回調査 平成28（2016）年11月～12月		
	配付数	有効回答数	有効回答率	配付数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	1,628	819	50.3%	1,184	622	52.5%
知的障がい者	463	218	47.1%	299	158	52.8%
精神障がい者	613	265	43.2%	345	147	42.6%
難病等の方	296	142	48.0%	172	91	52.9%
合計	3,000	1,444	48.1%	2,000	1,018	50.9%
発達障がいの方 ※	—	66	—	—	55	—

※発達障がいの方は、調査票を、学校、幼稚園、保育園、相談機関等を通じて配付しました。そのため、配付数の把握ができず、配付数及び有効回答率が空欄となっています。

### ■アンケート調査の見方

表の濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目、斜字は3番目に多い項目です。（「無回答」を除く）

### <調査結果>

#### ① 回答者

今回の調査に記入いただいた方の内訳は、身体障がい者では 71.2%、精神障がい者では 70.6%、難病等の方では 81.7%で「本人」との回答が最も多く、知的障がい者では「家族や支援者が本人の意向を考えて記入」との回答が 47.2%で最も多くなっています。

発達障がいの方では、最も多かったのは「父母」で 89.4%となっています。

#### ② 基本事項について

##### (i) 身体障がい者

性別は、男性が 52.4%、女性が 46.3%でした。年齢では「65 歳～74 歳」(37.5%)が最も多く、次いで「40～64 歳」(35.2%)、「75 歳以上」(14.9%)となっており、40 歳未満は 1 割程度となっています。日中の主な活動場所は「自宅（家事・育児などを含む）」(30.0%)が最も多く、「職場（作業所など「福祉的就労」の場も含む）」(23.4%)が続いています。

##### (ii) 知的障がい者

性別は、男性が 63.3%、女性が 35.3%でした。年齢では「18～39 歳」(44.5%)が最も多く、次いで「6～14 歳」(20.6%)が多く、比較的若い年代が多くなっています。日中の主な活動場所は「職場（作業所など「福祉的就労」の場も含む）」(29.8%)が最も多く、次いで「特別支援学校（小・中・高）」(15.1%)、「障がいの者の通所施設（生活介護、機能訓練など）」(14.7%)が多くなっています。

##### (iii) 精神障がい者

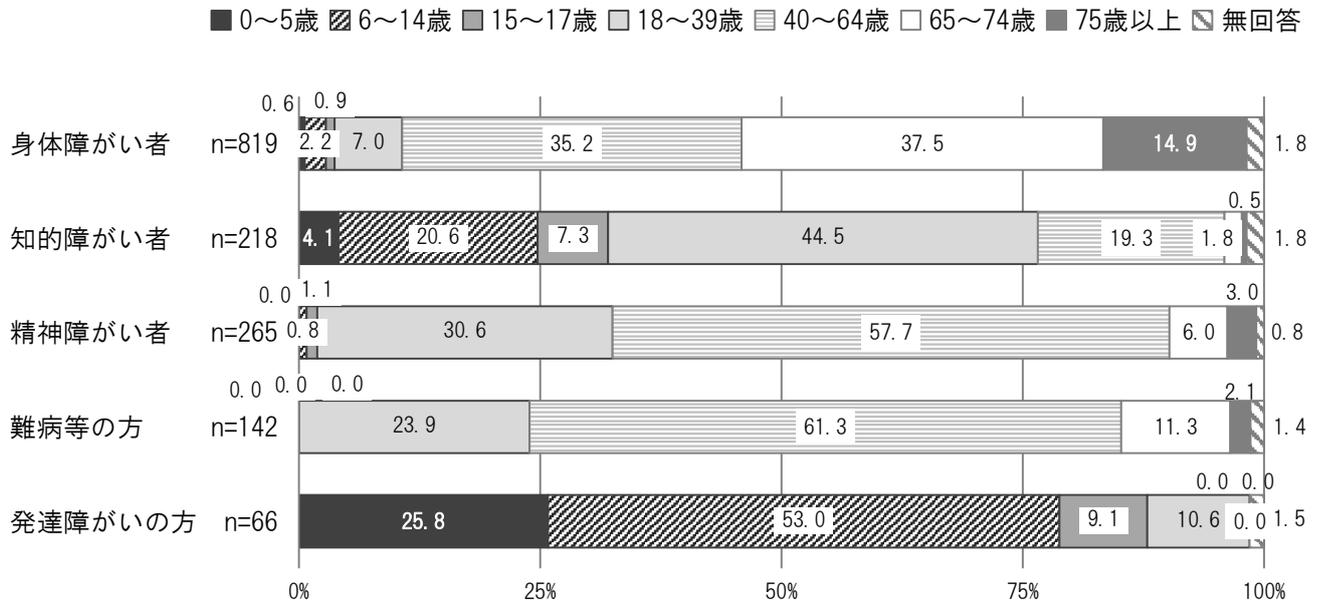
性別は、男性が 52.1%、女性が 47.2%でした。年齢では「40～64 歳」(57.7%)が最も多く、次いで「18～39 歳」(30.6%)が多くなっており、働き盛りの年代が多くなっています。日中の主な活動場所は「自宅（家事・育児などを含む）」(34.7%)が最も多く、次いで「職場（作業所など「福祉的就労」の場も含む）」(33.6%)が多くなっています。

##### (iv) 難病等の方

性別は、男性が 28.9%、女性が 71.1%でした。年齢では「40～64 歳」(61.3%)が最も多く、次いで「18～39 歳」(23.9%)となっています。日中の主な活動場所は「職場（作業所など「福祉的就労」の場も含む）」(53.5%)が最も多く、次いで「自宅（家事・育児などを含む）」(35.2%)が多くなっています。

(v) 発達障がいの方

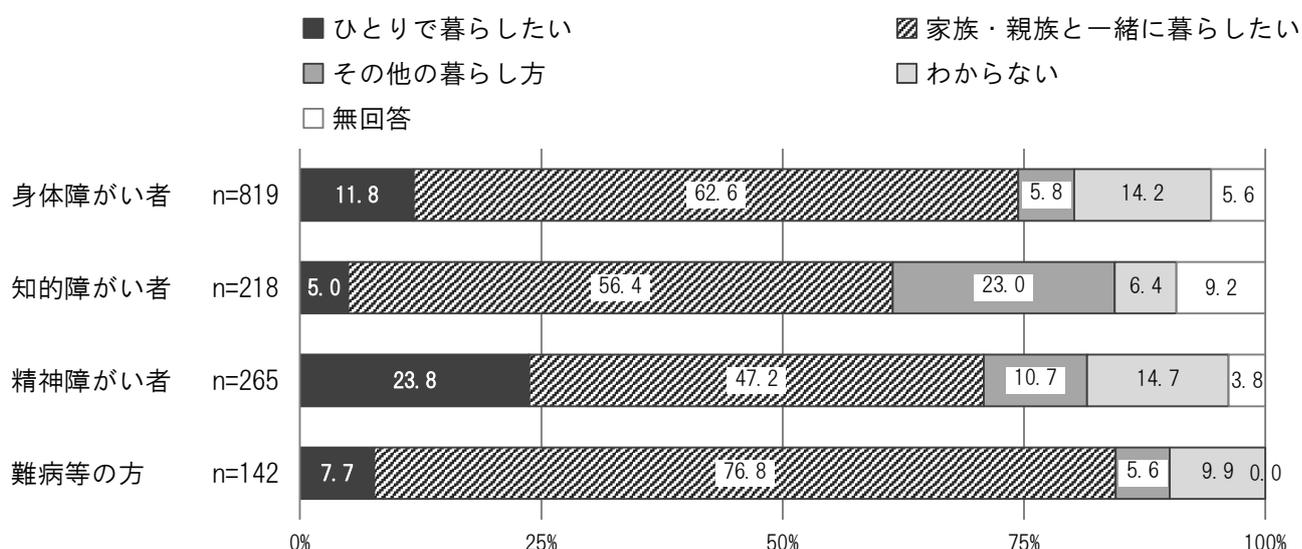
性別は、男性が66.7%、女性が31.8%でした。年齢では「6～14歳」(53.0%)が最も多く、次いで「0～5歳」(25.8%)が多く、ほとんどの人が14歳以下となっています。日中の主な活動場所は「幼稚園や保育園、学校、障がい児通所施設などに通っている(在籍している)」(89.4%)が大部分を占めています。



③ 暮らし方について

現在の暮らし方について、「家族・親族と一緒に暮らしている」という回答は、身体障がい者で74.2%、知的障がい者で77.5%、精神障がい者で63.8%、難病等の方で86.6%、発達障がいの方で95.5%と、すべての対象者でもっとも高くなっています。

“3年後に誰とどのようなところで暮らしたいか”については、「家族・親族と一緒に暮らしたい」が身体障がい者では62.6%。知的障がい者では56.4%、精神障がい者では47.2%、難病等の方では76.8%ともっとも高くなっています。また、知的障がい者では「グループホームで暮らしたい」が17.9%と高くなっています。



※「その他の暮らし方」には、「友達など知り合いと一緒に暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」、「障がい者施設で暮らしたい」、「介護保険（高齢者）施設で暮らしたい」、「その他」が含まれます。

④ 年齢別、同居している家族・親族【クロス集計】

年齢別に見ると、「0～17歳」と「18～39歳」では、すべての対象者で「母」や「父」が高くなっています。「40～64歳」では、身体障がい者と難病等の方で配偶者が、知的障がい者と精神障がい者で「母」がもっとも高くなっています。

また、「65歳以上」では、身体障がい者・精神障がい者・難病等の方で「配偶者（夫または妻）」がもっとも高く、次いで「子」となっています。

【身体】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	0～17歳 n=29		18～39歳 n=43		40～64歳 n=222		65歳以上 n=307	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
配偶者（夫または妻）	2	6.9	11	25.6	155	69.8	261	85.0
父	25	86.2	24	55.8	27	12.2	0	0.0
母	26	89.7	29	67.4	49	22.1	10	3.3
子	0	0.0	9	20.9	87	39.2	126	41.0
子の配偶者	0	0.0	0	0.0	2	0.9	13	4.2
兄弟姉妹	17	58.6	15	34.9	17	7.7	11	3.6
祖父母	3	10.3	1	2.3	1	0.5	1	0.3
その他の親族	0	0.0	0	0.0	5	2.3	14	4.6
無回答	0	0.0	1	2.3	2	0.9	3	1.0

【知的】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	0～17歳 n=62		18～39歳 n=78		40～64歳 n=26		65歳以上 n=2	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
配偶者（夫または妻）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
父	59	95.2	66	84.6	11	42.3	0	0.0
母	61	98.4	78	100.0	19	73.1	0	0.0
子	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0
子の配偶者	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
兄弟姉妹	43	69.4	43	55.1	9	34.6	0	0.0
祖父母	5	8.1	5	6.4	0	0.0	0	0.0
その他の親族	0	0.0	1	1.3	3	11.5	2	100.0
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

【精神】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢	0～17歳 n=5		18～39歳 n=62		40～64歳 n=90		65歳以上 n=11	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
配偶者（夫または妻）		0	0.0	7	11.3	35	38.9	10	90.9
父		4	80.0	40	64.5	29	32.2	0	0.0
母		5	100.0	50	80.6	47	52.2	0	0.0
子		0	0.0	5	8.1	28	31.1	4	36.4
子の配偶者		0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0
兄弟姉妹		5	100.0	22	35.5	12	13.3	1	9.1
祖父母		0	0.0	3	4.8	0	0.0	0	0.0
その他の親族		0	0.0	1	1.6	2	2.2	0	0.0
無回答		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

【難病】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	年齢	0～17歳 n=0		18～39歳 n=27		40～64歳 n=79		65歳以上 n=16	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
配偶者（夫または妻）		-	-	12	44.4	65	82.3	15	93.8
父		-	-	13	48.1	8	10.1	1	6.3
母		-	-	13	48.1	15	19.0	0	0.0
子		-	-	9	33.3	43	54.4	9	56.3
子の配偶者		-	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0
兄弟姉妹		-	-	7	25.9	2	2.5	0	0.0
祖父母		-	-	2	7.4	0	0.0	0	0.0
その他の親族		-	-	1	3.7	1	1.3	0	0.0
無回答		-	-	0	0.0	0	0.0	0	0.0

【発達】 同居している家族・親族（年齢別）

同居している家族・親族	0～17歳 n=57		18～39歳 n=6		40～64歳 n=0		65歳以上 n=0	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
配偶者（夫または妻）	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
父	52	91.2	5	83.3	-	-	-	-
母	57	100.0	6	100.0	-	-	-	-
子	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
子の配偶者	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
兄弟姉妹	35	61.4	4	66.7	-	-	-	-
祖父母	6	10.5	1	16.7	-	-	-	-
その他の親族	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-
無回答	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-

⑤ 地域で生活するために

前問『③暮らし方について』で「ひとりで暮らしたい」、「家族・親族と一緒に暮らしたい」、「友達など知り合いと一緒に暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」の“地域での暮らし”を希望された方に、地域での生活に必要なことをたずねたところ、身体障がい者と知的障がい者では「緊急時、災害時等の支援体制」がそれぞれ 35.2%・56.5%ともっとも高く、精神障がい者では「経済的支援」が 48.0%、難病等の方では「特に必要なことはない」が 29.8%ともっとも高くなっています。

また、知的障がい者では「グループホームの整備」が 48.0%、精神障がい者では「相談支援体制の充実」が 46.5%と5割近くとなっています。

【地域で生活するために（対象別上位5回答）】

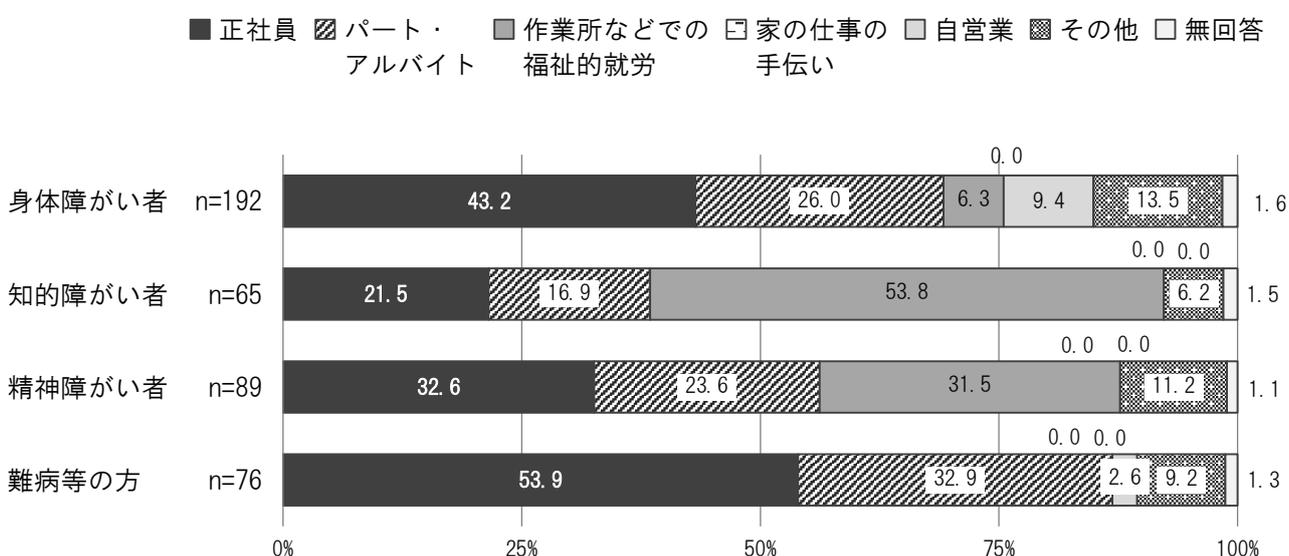
	身体障がい者 n=819	知的障がい者 n=218	精神障がい者 n=265	難病等の方 n=142
1	緊急時、災害時等の支援体制 35.2%	緊急時、災害時等の支援体制 56.5%	経済的支援 48.0%	特に必要なことはない 29.8%
2	情報提供 28.5%	グループホームの整備 48.0%	相談支援体制の充実 46.5%	経済的支援 25.8%
3	身近な医療機関の確保 21.3%	相談支援体制の充実 43.5%	情報提供 33.0%	緊急時、災害時等の支援体制 23.4%
4	相談支援体制の充実 20.2%	経済的支援 39.0%	就労支援の充実 32.5%	情報提供 21.8%
5	経済的支援 19.4%	地域の理解 38.4%	身近な医療機関の確保 23.0%	身近な医療機関の確保 21.0%

⑥ 就労について

日中の過ごし方に「職場」と回答された方に、その就労形態についてたずねたところ、「正社員」が身体障がい者では 43.2%、精神障がい者では 32.6%、難病等の方では 53.9%となっていますが、精神障がい者では「作業所などでの福祉的就労」が 31.5%と「正社員」とは 1.1 ポイントの差となっています。

また、知的障がい者では「作業所などでの福祉的就労」が 53.8%ともっとも高くなっています。

「正社員」と「パート・アルバイト」を合わせた“一般就労”の回答は難病等の方で 86.8%、身体障がい者で 69.2%、精神障がい者で 56.2%、知的障がい者で 38.4%となっています。



⑦ 情報の入手先について

福祉関連情報の主な入手先についてたずねたところ、すべての対象者で「都や市などの広報」が第1順位または第2順位となり、多くなっています。

知的障がい者では「学校・職場・施設」が第1順位、精神障がい者では「インターネット」が第1順位、難病等の方では第2順位となっています。

また、「病院・診療所」は、精神障がい者、難病等の方で第3順位となっています。

【情報の入手先（対象別上位5回答）】

	身体障がい者 n=819	知的障がい者 n=218	精神障がい者 n=265	難病等の方 n=142
1	都や市などの広報 58.1%	学校・職場・施設 40.8%	インターネット 37.0%	都や市などの広報 51.4%
2	テレビ・ラジオ・新聞 30.5%	都や市などの広報 38.1%	都や市などの広報 32.1%	インターネット 40.8%
3	インターネット 29.3%	家族・親族 33.5%	病院・診療所 31.7%	病院・診療所 26.8%
4	家族・親族 15.1%	相談機関（あさやけ、ひびき、ほっとなど） 22.5%	テレビ・ラジオ・新聞 23.8%	テレビ・ラジオ・新聞 25.4%
5	病院・診療所 14.8%	インターネット 18.3%	相談機関（あさやけ、ひびき、ほっとなど） 17.7%	家族・親族／市や保健所の窓口 9.9%

⑧ 障害福祉サービス、地域生活支援事業などの利用状況と利用意向〔上位3位〕

今後利用したいサービスについてたずねました。

「居宅介護」が身体障がい者、精神障がい者、難病等の方で第1順位になっています。

(i) 身体障がい者

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	日常生活用具給付等事業 (7.2%)	居宅介護 (7.6%)
2	居宅介護 (6.8%)	短期入所(ショートステイ) (4.3%) 日常生活用具給付等事業
3	計画相談支援 (5.7%)	

(ii) 知的障がい者

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	計画相談支援 (39.4%)	共同生活援助(グループホーム) (14.2%)
2	短期入所(ショートステイ) (22.9%)	行動援護 (11.9%)
3	日中一時支援事業 (21.1%)	短期入所(ショートステイ) (10.6%)

(iii) 精神障がい者

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	就労継続支援(B型) (12.8%)	居宅介護 (7.9%)
2	地域活動支援センター事業(あさやけ・はばたき) (11.3%)	就労継続支援(A型) (7.5%) 就労定着支援 地域定着支援
3	計画相談支援 (9.1%)	

(iv) 難病等の方

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	居宅介護 自立訓練（機能訓練） 就労継続支援（A型） 就労定着支援 療養介護 計画相談支援 日常生活用具給付等事業 (0.7%)	居宅介護 (6.3%)
2		地域定着支援 (5.6%)
3		就労継続支援（A型） 自立生活援助 日常生活用具給付等事業 (4.9%)

(v) 発達障がいの方

	利用しているサービス	利用したいサービス
1	放課後等デイサービス (33.3%)	放課後等デイサービス (18.2%)
2	言語相談訓練 (21.2%)	日中一時支援 (12.1%)
3	児童発達支援 (13.6%)	障害児相談支援 (10.6%)

⑨ 災害時対策

「避難場所がわかる」が身体障がい者では 44.3%、精神障がい者では 37.4%、難病等の方では 58.5%ともっとも高くなっているほか、知的障がい者が 29.4%となっています。

知的障がい者では「食糧や水などの防災用品を用意している」が 38.1%ともっとも高くなっているほか、身体障がい者で 38.1%、難病等の方で 45.8%など、全対象者で上位となっています。

また、精神障がい者では「特に対策を立てていない」が 35.5%と、他の対象より 15 ポイント以上高くなっています。

【集計結果：災害時対策】

項目	身 体 障がい者 n=819		知 的 障がい者 n=218		精 神 障がい者 n=265		難病等の方 n=142	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
避難場所がわかる	363	44.3	64	29.4	99	37.4	83	58.5
家族と避難方法を決めている	198	24.2	51	23.4	49	18.5	43	30.3
近所の人に 災害時の手助けを頼んである	23	2.8	10	4.6	4	1.5	1	0.7
食糧や水などの防災用品を 用意している	312	38.1	83	38.1	66	24.9	65	45.8
必要な薬、補装具、医療器具などは すぐに持ち出せるように準備している	206	25.2	42	19.3	39	14.7	26	18.3
家具に転倒防止の対策をしている	168	20.5	56	25.7	33	12.5	30	21.1
年1回は避難訓練に参加している	42	5.1	41	18.8	14	5.3	3	2.1
「避難行動要支援者登録名簿」に登録 している	73	8.9	36	16.5	1	0.4	0	0.0
「ヘルプカード」を利用している	79	9.6	43	19.7	26	9.8	6	4.2
その他	16	2.0	5	2.3	4	1.5	2	1.4
特に対策を立てていない	167	20.4	44	20.2	94	35.5	25	17.6
無回答	47	5.7	8	3.7	13	4.9	1	0.7

⑩ 充実させる施策

身体障がい者では「障がい者が利用しやすい道路や公共施設などのバリアフリーの推進」が26.3%、知的障がい者では「グループホームなどの住まいの場の充実」が34.4%、精神障がい者では「就労支援（障害者就労・生活支援センターほっとなど）の充実」が27.5%ともっとも高くなっています。

また、難病等の方では「保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援」が26.1%、発達障がいの方では「ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援」が68.2%ともっとも高くなっています。

【充実させるべき障がい者施策（対象別上位5回答）】

	身体障がい者 n=819	知的障がい者 n=218	精神障がい者 n=265	難病等の方 n=142	発達障がいの方 n=66
1	障がい者が利用しやすい道路や公共施設などのバリアフリーの推進 26.3%	グループホームなどの住まいの場の充実 34.4%	就労支援（障害者就労・生活支援センターほっとなど）の充実 27.5%	保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援 26.1%	ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援 68.2%
2	災害時や緊急時の支援体制の充実 25.2%	災害時や緊急時の支援体制の充実 28.0%	障がいをする理由とする差別の解消の推進／障がい者のための身近な相談支援体制の充実・機能強化（地域生活支援センターあさやけ、地域自立生活支援センターひびきなど） 23.0%	障がい者が利用しやすい道路や公共施設などのバリアフリーの推進 21.8%	放課後活動の充実 42.4%
3	保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援 20.1%	ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援 22.9%	就労に向けた訓練の充実 21.1%	災害時や緊急時の支援体制の充実 19.7%	保健・医療、福祉、教育の連携と一貫した支援 40.9%
4	補装具の利用支援や日常生活用具の給付の充実 17.8%	日中一時支援、短期入所など介助者（家族や親族）への支援の充実 22.0%	就労に向けた訓練の充実 21.1%	ライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのない一貫した支援／就労支援（障害者就労・生活支援センターほっとなど）の充実 17.6%	療育（言語訓練など）の充実 37.9%

## 9 障がい者福祉計画（前期計画）における重点施策の評価・課題

小平市障がい者福祉計画（平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度）では、障害者基本法及び東京都障害者計画の障害者施策の推進や、小平市第三次長期総合計画の基本理念を踏まえ、「健康で快適・自由で自立した生活の実現」、「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を基本理念として、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図りました。

ここでは、令和 3（2021）年度からの計画策定に当たり、前期計画において重点施策としていた（1）相談支援と権利擁護の体制の確立、（2）居住系サービス、（3）就労支援の充実、（4）就労相談、雇用の場と職域の拡大の 4 つの施策の進捗状況を確認し、評価を行うとともに、課題を整理しました。

### （1）相談支援と権利擁護の体制の確立

#### <目標①>

障がい者（児）の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう相談支援体制を充実させ、地域移行を支援・促進します。

#### 【評価・課題】

- 平成 27（2015）年度より、障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成が必須となり、その計画の内容を関係機関が共有しながら、障がい者の意向が尊重された適切な支援につなげられるよう、相談支援体制の充実を図りました。
- その結果、平成 29（2017）年度には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成率が 100%に達しました。
- 現在、市内では 15 の相談支援事業所において障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画を作成しています。
- 一方で、特に、障がい児へのサービス提供における障害児支援利用計画については、セルフプランが多く、相談支援事業所のさらなる充実が求められています。

### <目標②>

地域自立支援協議会において、ワーキング部会の新設や活性化を図るとともに、福祉・保健・医療・保育・教育・就労などの各分野の連携により、生活支援の充実を推進します。

#### 【評価・課題】

- 障がい当事者や有識者、関係機関、関係団体の委員で構成されている地域自立支援協議会を開催して、福祉・保健・医療・保育・教育・就労などの幅広い分野の連携を図っています。
- 地域自立支援協議会では、障がいのある人の地域での生活を支えるため、日常における困り事から障がい者福祉計画等に掲げられた課題や目標をテーマとして、積極的な議論を行っています。
- また、地域自立支援協議会の開催のみでは解決が図れないテーマを中心に地域部会及び当事者・情報部会を部会として立ち上げ、具体的な解決策などを検討しています。
- 地域部会では相談支援ワーキングとして、主に相談支援事業所のネットワークの構築を図っています。当事者・情報部会では、趣向を凝らした呼びかけによる当事者同士のワーキングを開催するなどの活動を行っています。

### <目標③>

発達障がい者（児）への支援では、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指し、早期発見・早期療育に係る相談支援の拠点の創設について検討します。

#### 【評価・課題】

- 障がい児支援体制の充実を図るため、相談支援、発達支援、保護者・支援者支援及び障がい児理解のための様々な取組を行いました。
- 平成28（2016）年度には、発達支援について早期発見・早期療育に係る相談支援拠点の創設について、小平市発達支援相談拠点検討委員会を設置し検討を重ね、同委員会の報告書が作成されました。
- 平成30（2018）年度には、障がい児支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの設置について、小平市児童発達支援センター検討委員会を設置し検討を重ね、同委員会の報告書が作成されました。
- 現在、障害者福祉センターを改修・増築し、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの整備を進めています。

## (2) 居住系サービス

### <目標①>

地域での住まいを確保するため、グループホームを計画的に整備し、運営費等を支援し安定的な運営の確保を図ります。

#### 【評価・課題】

- 共同生活援助（グループホーム）は、平成 27（2015）年4月から令和 2（2020）年 9 月までの間に、10 施設、74 人分の定員が増加しました。
- グループホームの安定的な運営を図るため、家賃補助や施設借上げ料の補助を行っています。
- 一方で、共同生活援助（グループホーム）の利用を望む声は多くあります。
- 引き続き、計画的な整備を推進し、安定的な運営の確保に努めています。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や介助・支援する家族の「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるため、相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時や 24 時間体制の対応や受け入れ、担い手の専門性、地域の体制づくりなどの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について検討を重ねてきました。

### <目標②>

障がいのある人の地域での住まいの確保に支障が生じることのないよう、地域移行支援、地域定着支援、障がい者自立生活サポート事業や住宅入居等支援事業（障がい者居住支援の推進事業）を活用し、賃貸住宅への入居が困難な障がいのある人への支援を行います。

#### 【評価・課題】

- 施設入所者の高齢化や重度化が進行しており、地域移行には多くの課題がありますが、具体的な施設入所者のニーズ調査を進める必要があります。
- 施設に代わる日常生活の場として、共同生活援助（グループホーム）が推進されていることで、施設入所の待機者が減少しています。
- 地域移行支援、地域定着支援は、入所者自ら地域生活を望む声は多くないことが反映され、サービスの利用者数は横ばいの状況です。
- 障がい者居住支援の推進事業は、住まいに関して気軽に相談できる窓口というセイフティネットの役割を果たしていますが、地域移行をする人からの相談件数は多くありません。

(3) 就労支援の充実、及び(4) 就労相談、雇用の場と職域の拡大

<目標①>

働くことを希望する障がいのある人に、職業訓練の場を提供し、一般就労に結びつくよう支援します。また、心身の状況から一般就労が困難な方については、福祉的就労の場の確保に努めます。

【評価・課題】

- 就労移行支援により一般就労への移行の推進を図りました。
- 就労移行支援の利用者が増加しており、就労意欲のある障がい者が増えています。
- 就労継続支援（福祉的就労）についても整備を進め、現在市内には16か所の事業所があります。それにより特別支援学校卒業後の進路の選択肢が増えています。

<目標②>

一般企業等で働くことを希望する障がいのある人のために、公共機関や企業での雇用の場の拡大を推進します。

【評価・課題】

- 障害者就労・生活支援センターほっとにおいて、一般就労を促進するために、相談や就労支援を行うとともに、障がい者雇用を開始した企業への支援を行いました。
- 一般就労の受け入れ先である民間企業の障がいのある人の法定雇用率が引き上げられ、特に、精神障がい者の雇用が進んでいます。
- これに伴い、障害者就労・生活支援センターほっとへの利用登録が増加しており、受け入れ体制の改善が急務です。

## 10 障害福祉計画・障害児福祉計画（前期計画）における成果目標の評価・課題

第五期小平市障害福祉計画・第一期小平市障害児福祉計画（平成30（2018）年度から令和2（2020）年度）（この章では前期計画といいます。）では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」などの課題への対応について、国の基本指針を踏まえ、市の成果目標を設定するとともに、これを達成するための活動指標を見込み、計画を進めてきました。

令和3（2021）年度からの計画策定に当たり、前期計画における成果目標及び活動指標の進捗状況について評価を行い、今後の3年間（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）に取り組む課題を整理しました。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ＜前期計画の成果目標＞

入所施設の入所者の地域生活への移行については、平成28（2016）年度末現在の福祉施設入所者数が113人であり、国の基本指針に基づき、令和2（2020）年度末までに入所者数の9%（11人）以上を地域生活への移行、2%（3人）以上削減することを目指すとし、入所者数を113人から110人に削減します。

#### 【活動指標の進捗状況】

	基準時点 平成28年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
入所施設の入所者の地域生活への移行 (移行者数累計)	6人	2人	11人
入所施設の入所者数の削減 (施設入所者数)	113人	113人	110人

#### 【評価・課題】

- 入所施設の入所者の地域生活への移行については、前々期計画では目標値に達しなかったものの、実績では8人が移行しました。前期計画では移行を望む人が少なく、令和元（2019）年度の実績は累計2人で目標値には届かない見込みです。
- 入所施設の入所者の地域生活への移行が少ない理由としては、施設入所者の高齢化や重度化が進み、入所者が自ら地域生活を望む声が減少していると捉えています。
- 施設に代わる日常生活の場として、共同生活援助（グループホーム）が推進されていることで、施設入所の待機者が減少しています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<前期計画の成果目標>

国の基本指針に基づき、令和2（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために啓発に努めるほか、ひきこもりも含め、家族支援のためのアウトリーチ（直接出向いていく）体制の構築について検討を行います。

【活動指標の進捗状況】

	平成30年度	令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	検討	検討	「小平市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム連絡会」を立ち上げた。

【評価・課題】

- 昭和41（1966）年に保健所が創設した精神障がい者の支援について議論する会議体に、市を含め、医療機関や、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、当事者・家族などが参加して、連携を深めています。
- この会議体に参加している保健・医療・福祉関係者と事務局で令和元年度より協議の場の準備を進め、令和2（2020）年11月に「小平市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム連絡会」を立ち上げました。
- ひきこもりも含め、家族支援のためのアウトリーチ（直接出向いていく）体制の構築の検討については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場における課題の一つになり、検討を継続する必要があります。
- 精神障がい者の地域生活を支援するための事業については、講演会や展示会を開催し、その理解・啓発に努めています。
- 精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、市を中心とした取組に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要となっています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

＜前期計画の成果目標＞

地域生活支援拠点等の整備について、目標を令和2（2020）年度末までとし、可能な限り早期に実施できるよう努めます。

整備にあたっては、面的整備を基本とし、緊急時の対応など、当事者やその家族のニーズが高い機能から、段階的に整備を進めていくことを検討します。

【活動指標の進捗状況】

	平成30年度	令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
地域生活支援拠点等の整備 (圏域数)	面的整備に向けて 検討	小平市を1圏域として、 整備を行うとして検討	

【評価・課題】

- 障がいのある人の重度化・高齢化や介助・支援する家族の「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時や24時間体制の対応や受け入れ、担い手の専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について、地域自立支援協議会を中心として、検討を重ねてきました。
- 地域生活支援拠点については、当市に合ったスキームの検討を行っているものの、整備には至っていません。これまでの検討で、市を一つの圏域として整備し、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制づくりを行うことを確認しています。
- 地域生活支援拠点等に整備する5つの機能を実現するために創設されている障害福祉サービス報酬加算を活用した仕組みの理解・啓発を行うとともに、小平市圏域として、面的整備を進めていくための具体的な仕組みづくりが必要です。
- 特に、緊急時の受入・対応については、担い手や受け皿の確保については、引き続き、地域自立支援協議会を中心に検討するとともに、関係機関・関係団体の理解や協力を得る必要があります。
- 市内の団体、障害福祉サービス事業所等、その他の障がい者を支える社会資源をどのように連結し、地域生活支援拠点を整備していくか、相互に協議し、協力して、整備に向けて検討していく必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行者数

＜前期計画の成果目標＞

平成 28（2016）年度実績の 24 人を基準として、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、令和 2（2020）年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を 30 人（25%増）とすることを目指します。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 平成 28 年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和 2 年度末)
福祉施設から一般就労への移行 (年間移行者数)	24 人	29 人	30 人

② 就労移行支援事業所の利用者数と就労移行率

＜前期計画の成果目標＞

就労移行支援事業所の利用者は、平成 28（2016）年度の 30 人から、令和元（2019）年度には 52 人まで増加しています。

この要因としては、障害者法定雇用率の引き上げにより、パソコン等のオフィスワークの訓練を行う就労移行事業所が多数開設され、それに伴う利用者の増加があげられます。

これまでの実績及び地域の実情等を踏まえつつ、①の目標である一般就労移行者数 30 人を達成するために、令和 2（2020）年度末までに就労移行支援事業所の利用者数 36 人について、就労移行率 100%を目指します。

【活動指標の進捗状況】

就労移行支援事業所の利用者数

	基準時点 平成 28 年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和 2 年度末)
就労移行支援事業の利用者数 (3 月の実利用者数 (人/月))	30	52	36

就労移行支援事業所の就労移行率

	基準時点 平成 28 年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和 2 年度末)
就労移行支援事業所の就労移行率 (就労移行率 3 割以上の事業所の割合)	100%	100%	100%

※就労移行率の算出方法＝就労移行者数／利用者数

③ 就労定着支援開始後1年後の職場定着率

＜前期計画の成果目標＞

市では、福祉施設から一般就労への移行は着実に進捗していると捉えていますが、就労定着支援は平成30（2018）年度から開始された新規事業のため、事業所の開設を事業者に働きかけ、令和2（2020）年度末までに就労定着率を80%以上とすることを目指します。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 平成30年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
就労定着支援開始後1年後の職場定着率 (※平成30年度に創設されたサービス)	-	85.2%	80%

【評価・課題】

- 福祉施設利用者の一般就労への移行は、就労移行支援や就労定着支援の各障害福祉サービスや、障害者就労・生活支援センターほっとの取組により一定の実績があります。
- 就労移行支援事業所の利用者数と就労移行率については、市内にある2事業所の内、1事業所で利用定員の増加を図ったことから、利用者数が伸びています。就労移行率も100%となっています。
- 就労定着支援開始後1年後の職場定着率については、市内2事業所で令和元年度の実績は85.2%であり、目標値を上回っています。
- しかし、いわゆるコロナ禍において、企業が在宅勤務を導入するなど、就労の環境は変化しています。
- そのような中でも、安心して働き続けることができるよう、引き続き、就労支援体制の充実や、ハローワークその他の関係機関との連携が求められます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<前期計画の成果目標>

障がい児支援の提供体制については、市内に支援の中核となる拠点がないため、令和2（2020）年度末までに発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターを1か所設置することを目指します。

保育所等訪問支援事業所は現在市内にないため、事業者に開設について働きかけ、令和2（2020）年度末までに1か所以上整備します。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 平成30年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
児童発達支援センターの設置 ※令和4年度の開設を目的	検討	基本設計	実施設計
保育所等訪問支援の充実 (設置箇所数)	0	0	1

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<前期計画の成果目標>

市内には、平成29（2017）年度に、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が各1か所開設されました。

今後、サービスの向上を図るとともに、新たな事業所の開設についても事業者へ働きかけます。

【活動指標の進捗状況】

	基準時点 平成30年度	実績 令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保（設置箇所数）	1（平成29年度開設済）	0	1
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	2（平成29年度現在・累計）	0	1

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

＜前期計画の成果目標＞

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、平成30(2018)年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

【活動指標の進捗状況】

	平成30年度	令和元年度	前期計画目標 (令和2年度末)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（平成30年度末設置）	検討 (設置準備)	関係機関の連絡会を設置	連絡会開催 (年3回)

【評価・課題】

- 平成30(2018)年度に発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの設置に係る「小平市児童発達支援センター検討委員会」を開催し、機能等について検討しました。
- 開設に向けて児童発達支援センターの運営方針や機能等の役割の明確化が必要です。
- 児童発達支援センターについては、障害者福祉センターの改修及び増築工事で設置を行うこととしました。令和2(2020)年度に実施設計を行い、令和4(2022)年度の開設に向けて、整備を行っています。
- また、民間の児童発達支援事業所についても、令和3(2021)年度に開設が予定されています。
- 保育所等訪問支援事業所は、働きかけを進めていますが、開設に至っていません。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和2(2020)年度から新たに事業所が設置されました。
- 放課後等デイサービス事業所については、近年、サービスの質の確保も課題になっています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための連絡・調整の場の設置については、「小平市医療的ケア児を支援する連絡会」を立ち上げ、現状や課題を共有しました。
- 令和2(2020)年度には、当事者・家族に対する実態把握調査を行い、同意が得られた医療的ケア児の名簿を整備する等、災害時の支援体制の構築に向けて取り組みました。
- ニーズの高い在宅レスパイト事業や通所事業所の整備等、不足している医療的ケア児の支援について、検討を進めていく必要があります。

## 11 障がいのある人の現状と課題

### ① 生活支援の推進

#### 【現状】

- 安心して住み慣れた地域で暮らすことを希望する人のために、グループホームの整備を計画的に進めています。
- 地域自立支援協議会を運営し、困難事例に対する検討会議の開催、障がい者福祉計画・障害福祉計画の進行管理、地域の関係機関とのネットワークの構築、中立・公正な相談支援機能の向上を図っています。
- 障がいのある人が地域での生活を送れるよう、各種サービス（障害福祉サービス、手当など）を提供し、地域での生活を支援しています。
- 地域移行の取組として、「地域移行支援」・「地域定着支援」の地域相談支援を実施するほか、市の事業として、宿泊体験を行う「障がい者自立体験事業」や、民間賃貸住宅への入居のための相談や保証人がいない場合に保証会社を紹介する「障がい者居住支援の推進事業」を実施しています。
- 乳幼児期の各期における健康診査を行い、発達気になる乳幼児の早期発見と相談・指導を実施し、必要に応じて関係機関と連携し早期支援に努めています。
- 健診時における心理発達相談の充実に取り組んでいます。
- 各種医療費助成制度を通じて、障がいのある人の医療サービス利用を支援しています。

#### <課題>

- ・障がいのある人が地域のサポートを受けながら自立した生活を送るために必要なグループホームのさらなる整備と、住居・居住の場の確保に努める必要があります。
- ・障がいのある人の数が年々増加していることや、地域での暮らしを希望する人も増加傾向にあり、本人と介護者の高齢化などへの対応を含め、個々の状況や地域の実情に応じたサービスの提供体制の整備とサービスの必要量の確保を図っていく必要があります。
- ・障がいのある人の地域生活を、年齢やライフステージによる切れ目がないように支援し、一人ひとりが安定した生活を送れるよう、総合的な相談支援体制の強化を図る必要があります。また、地域では、保健師等の専門職による訪問相談、ピアサポーター等の身近な支援者による相談支援、発達障がい等の障がいの特性に応じた専門相談が求められています。
- ・地域移行の推進については、地域移行のニーズ把握、地域における支援体制を整備するための関係者との連携、生活の場の確保等にさらに努める必要があります。
- ・障害福祉サービス等に従事する人材が不足傾向にあるため、質の高い人材の安定的な確保と育成が求められています。
- ・学齢期は放課後の居場所として放課後等デイサービスがあるのに対し、青年期・成

人期の障がいのある人が、日中活動や就労の後に集団活動や交流ができる場所が少ないため、整備を進めていく必要があります。

- 医療的ケアに対応できる生活介護などの日中活動の場が不足しています。
- 成人への健康診査・がん検診の受診を促し、障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、早期治療がより必要となっています。
- 難病等の人からは、医療等の困りごととして「医療費の負担が大きい」、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない・探しにくい」が挙げられ、課題がうかがえます。
- 精神障がいの発症の急性期に、本人の病識がないため家族が医療につなげるのに多くの困難に直面しているケースや、精神面の課題から本人が受診しないで地域との関係が断絶した状態で自宅に引きこもるなど、支援が行き届かない事例が増加しています。
- 保健、医療、福祉、教育の連携と一貫した支援を図る必要があります。また、保健、医療等の関係分野について一定の知識を持ち、障がいのある人を支援する調整役の育成が必要です。

### ② 生活環境の整備

#### 【現状】

- 市内の障壁（バリア）を解消するため、『小平市第三期福祉のまちづくり推進計画』に基づき、市内にある公共施設、一定規模以上の建築物のバリアフリー化、誰もが安心して利用できる歩行空間の確保や歩車道の段差改良などの整備を進めています。
- 火災報知器、救急通報システムの助成を行い、防災に関する支援をしています。また、障がい関連施設において防災訓練を実施し、防災意識の啓発に努めています。
- 「避難行動要支援者登録名簿」の作成や救急医療情報キットの配付など、災害時等対策の強化を図っています。また、身近な地域で災害時等の対応を行っていくために、名簿の提供について市と協定を締結している自治会も増えています。
- 地域での障がいのある人への理解を促進し、緊急時・災害時または日常の中で困ったときに手助け（支援）を受けやすくするため、東京都が作成している「ヘルプマーク」と市が独自に作成している「ヘルプカード」の周知及び理解啓発を各種イベントや防災訓練等で行っています。

#### <課題>

- 障がいのある人が安心して地域生活を送るために、緊急時・災害時等の支援体制の整備が求められています。
- 東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、また、台風などの自然災害に備えて、障がい特性に配慮した災害時における対策を図る必要があります。地域住民や地域に関係する団体等との連携や顔の見える関係の再構築が求められています。

- 誰もが暮らしやすい地域づくりのため、ユニバーサルデザインのまちづくりのさらなる推進を図っていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症予防による障害者支援施設への通所日数の減少により、生活リズムが変わり体力低下などが見られます。新しい生活様式に対応した生活環境の整備が必要です。

### ③ 教育・発達支援の充実

#### 【現状】

- 令和3（2021）年3月に『小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画』を策定し、保護者や関係機関との連携を図りながら特別な支援を必要とする乳幼児、児童・生徒への支援を行っています。
- 白梅学園大学と連携を図りながら、発達の気になる子どもに関する療育支援事業を実施し、地域における発達障がいの理解促進、啓発を行っています。
- 市内の保育園、幼稚園等に言語聴覚士、臨床発達心理士等の相談員を派遣する「巡回相談事業」を行っています。
- 障害者福祉センター・あおぞら福祉センターにおいて言語相談・訓練を行い、早期療育に努めています。
- 未就学の障がい児や療育の必要性が認められた児童を対象に、「児童発達支援」を、障がいや特別な配慮が必要な子どもの社会的な自立や発達・成長を促すため、「放課後等デイサービス」、「行動援護」、「移動支援」を行っています。

#### <課題>

- 一人ひとりへの支援がライフステージ（入学、卒業、就職など）で途切れることのないよう、一貫したさらなる支援体制の充実が課題です。教育委員会や他の関係部署・機関と連携を図っていく必要があります。
- 療育支援については、保護者や学校等の関係者などへの障がいに対する理解の浸透を図るとともに、関係機関、団体などとの連携により、地域に根ざした活動を発展させていく必要があります。
- 発達が気になる子どもに対する早期からの専門的対応と、保護者への相談支援が必要とされており、相談支援拠点の設置が必要です。
- 発達障がいなど特別な配慮が必要な子どもが増えているため、専門性を有する職員を配置した療育機関などの受入体制の拡充・整備が求められています。
- 障がいや特別な配慮が必要な子どもの社会的な自立や発達・成長を促すため、家庭や学校以外の放課後・余暇活動の場のさらなる充実を図る必要があります。

### ④ 雇用・就労の拡大

#### 【現状】

- 平成 19（2007）年5月に障害者就労・生活支援センターほっとを開設し、障がいのある人の適性と能力に応じて一般就労を促進するため、相談や職場定着事業などの就労支援等を行い、自立と社会参加を応援しています。
- 市役所などにおいて職場実習を行うなど、就労に向けた体験の機会を提供し、就労支援を行っています。
- 法定雇用率については平成 30（2018）年4月から引き上げられ、精神障がいのある人が雇用率の算定の対象となったことから、障がい者の雇用についての需要は高まっています。
- 一般就労へ移行した方の職場定着を図るため、事業主等との連絡調整や課題に関する助言を行う「就労定着支援」の利用が伸びています。
- 平成 25（2013）年4月から障害者優先調達推進法が施行され、小平市においても「小平市障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等への需要の増進を図り、福祉的就労への側面支援等に努めています。

#### <課題>

- ・生活上の心配ごととして「お金のこと」、「就労や仕事のこと」が多いことから、障がいのある人を雇用する企業の啓発や福祉的就労の場の提供が必要です。
- ・仕事、就労での困りごととして「職場の人間関係が難しい」、「障がいへの理解がない」が多いことから、企業等に障がいへの理解と協力を求めていく必要があります。
- ・障がいのある人の一般就労を促進していくためには、企業は障がいのある人の障がい特性や実態を、市や事業所は企業のニーズや実情を把握する必要があり、相互の連携が重要です。また、心身の状況から一般就労が困難な人には、福祉的就労の場を確保し、行政と市内就労施設等との連携により、工賃水準の向上が求められています。
- ・障がいのある人の企業での就労が増加するなかで、「ジョブコーチ」などの就労定着支援、職場訪問など、継続的な支援の充実が求められています。
- ・市役所における障がいのある人の雇用促進は図られていますが、雇用率のさらなる向上と知的障がいや精神障がいのある人の雇用が求められています。

### ⑤ 広報・啓発活動の推進

#### 【現状】

- 障がい者施策に関する情報やお知らせなどを市報や市のホームページなどに掲載し、障がいのある人だけでなく広く一般の市民にも提供しています。差別解消法の講演会やイベント時の啓発活動など、地域住民への理解の促進を図っています。

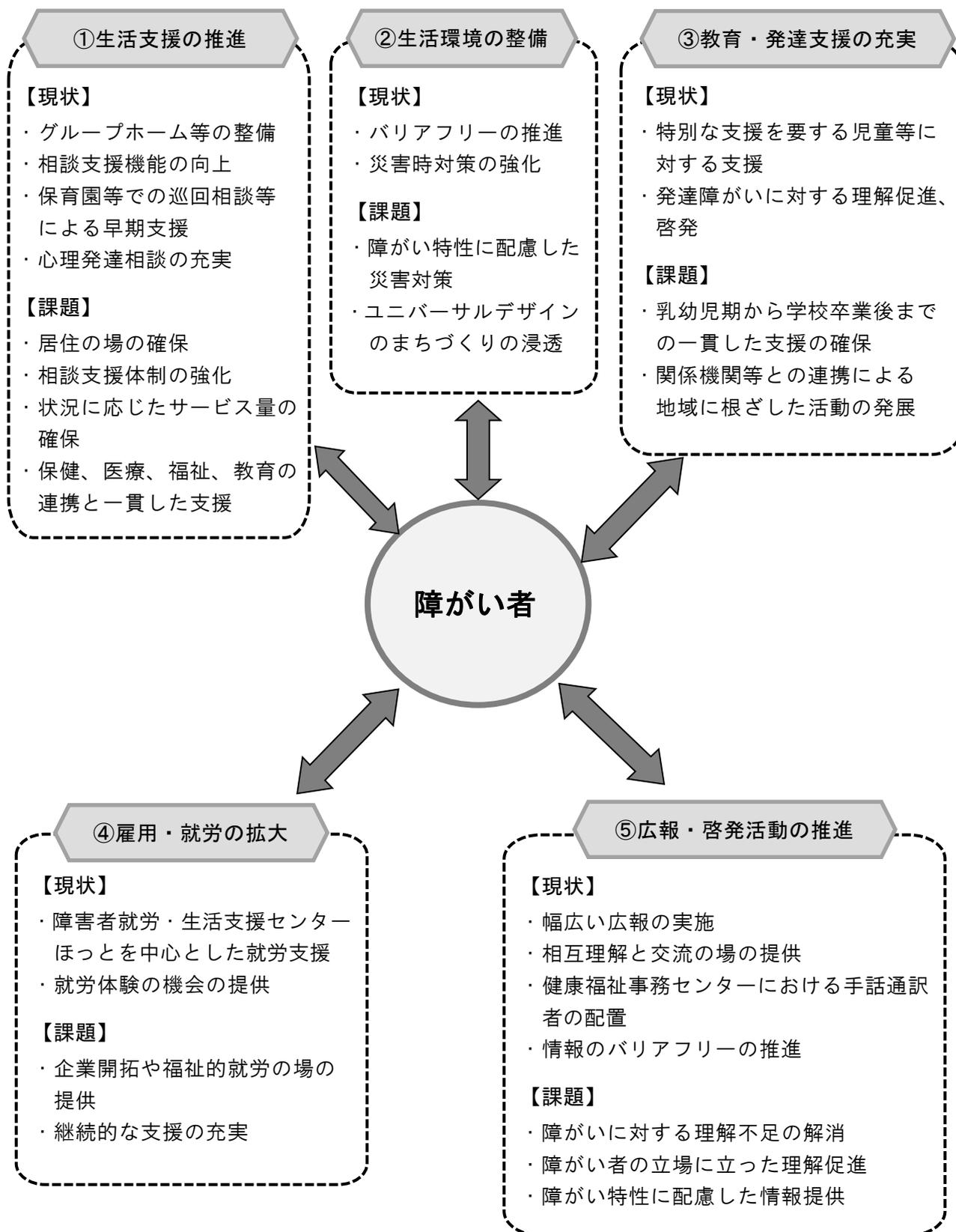
- 地域活動に参加する場、自己成果の発表の場、あるいは障がいのある人となない人、また障がいのある人相互の理解と交流の場として、「障がい者作品展」や「障がい者運動会」を実施しています。
- 障害者福祉センターやおおぞら福祉センターなどが開催するイベントを通じて、障がいに対する市民の理解と共感を深め、交流の輪を広げています。また、市内企業・関係団体が主催するイベントなどの後援を行うことにより、連携を深めています。
- 平成28（2016）年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市職員等への研修を実施し、法の趣旨の理解促進に努めるとともに、福祉バザーなどのイベントにおいて市民への啓発に努めています。
- 市の公共施設に「身体障害者補助犬シール」を貼付し、視覚障がい者等が安心して身体障がい者補助犬を連れて利用できるように配慮しています。
- 通知、広報などには音声コードやルビを付けて情報提供するよう取り組んでいます。
- 毎月第一、第三火曜日に健康福祉事務センターに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者が市の手続等を行う際に円滑に進むよう支援を行っています。
- 小平市ホームページを利用している人が、心身の条件や利用する環境に関係なくホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できる環境を構築しています。
- 市の窓口で、職員が筆談できることを示す「耳マーク」を設置し、聴覚障がい者の支援を行っています。

### <課題>

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域における障がいに対する理解促進を図る活動や地域住民と交流する機会のさらなる充実が必要です。
- ・発達障がいや高次脳機能障がいに関する理解促進のための啓発活動等を行っていますが、引き続き、保育・教育関係者をはじめ市民にも正しい理解を広げていく必要があります。
- ・難病や内部障がいなど、外見からはわかりづらい疾病や障がいに対する理解啓発のさらなる推進が求められています。
- ・広報・啓発活動が一貫性を持って行われるよう、担当部局と関係機関が連携し、地域自立支援協議会の意見も踏まえながら、障がいのある人の立場に立った理解の促進を図る必要があります。
- ・共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図る取組を進めていく必要があります。
- ・障がいのある人やその家族において「日常生活上、差別や偏見、疎外感がある」との意識があり、障がいへの理解や社会参加がまだ十分ではありません。また、障がいのある人の社会参加を促すためには、地域での関係づくりと、多様なアプローチが必要とされています。



施策の柱の現状と課題





## **第3章 計画の基本理念・体系**



# 1 計画の基本理念

---

## ◇国の基本理念

---

国は、障害者基本法の中で、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、「障害者個人の尊厳の尊重」「あらゆる分野の活動への参加」「障害を理由とする差別の禁止」の3点を基本的理念に掲げています。

また、障害者総合支援法では、「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念としています。

### 【障害者基本法の基本的理念】

- 1 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する
- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

## ◇東京都の基本理念

---

東京都は『東京都障害者・障害児施策推進計画』（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の中で、「全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」「障害者がいきいきと働ける社会の実現」の3項目を施策推進の基本理念としています。

### 【東京都障害者・障害児施策推進計画の基本理念】

- 1 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- 2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 3 障害者がいきいきと働ける社会の実現

## ◇『小平市第四次長期総合計画』の基本的な理念とめざす将来像

『小平市第四次長期総合計画』では、次のとおり基本的な理念を掲げています。

### 【小平市第四次長期総合計画の基本的な理念】

私たちは互いに認めあい、支えあい、助けあい、  
安全安心に住み続けられるまちづくりのために力を合わせます。  
私たちは「こだいら」の豊かな環境を守り、文化を育て、  
協働を積み重ね、持続可能な地域社会を次の世代に伝えます。

また、基本的な理念を踏まえ、12年後に目指す小平市の姿として、次のように将来像を設定しています。

### 【小平市第四次長期総合計画のめざす将来像】

#### つながり、共に創るまち こだいら

##### 「つながり」

私たちは、人と人との温かいつながりや、人と地域との心強いつながりで、これまでのまちづくりを行ってきました。つながりは、安全安心の基盤を築き、豊かさを生み出します。

これから新たな時代に対応しながら、これまで培ってきたつながりを土台に、新しいつながりの形を探求し、多様なつながりを育みます。

##### 「共に創る」

そして、市民、事業者、行政、関係人口や交流人口などが、それぞれに持つ資源を結集し、役割分担をしながら、これからも魅力的で誇りに思えるまちを、心のゆとりを持ってみんなで共に創っていきます。

## ◇『小平市障がい者福祉計画』の基本理念

国や東京都の障がい者施策、『小平市第四次長期総合計画』の掲げる理念を踏まえ、本計画では「健康で快適・自由で自立した生活の実現」と、障がいのあるなしにかかわらずすべての市民が「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を基本理念としていきます。

この基本理念に基づいて、「障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実」、「どんなに障がいが重くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり」、「ライフステージに応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり」の3つを基本方針としていきます。

### 【小平市障がい者福祉計画の基本理念】

- 1 健康で快適・自由で自立した生活の実現
- 2 とともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり

### 【小平市障がい者福祉計画の基本方針】

- 1 障がいのある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現する情報提供の充実
- 2 どんなに障がいが重くても地域で自立して暮らしていけるまちづくり
- 3 ライフステージに応じた多様で一貫した支援のできる計画づくり



## 2 計画の基本目標（施策の柱）

基本理念、基本方針を基に、その実現を図るための具体的な障がい者施策の中核となる“施策の柱”（基本目標）を5つの分野ごとに設定し、具体的な施策の展開を図ります。

1 生活支援の推進	障がいのある人が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、一人ひとりの障がいの特性に合ったサービス提供を行っていくとともに、相談支援体制やグループホームなどのサービスの充実を推進していきます。
2 生活環境の整備	『小平市第三期福祉のまちづくり推進計画』の趣旨を踏まえ、防災・防犯・消費者トラブル防止等対策の充実を図り、道路や公共施設などのバリアフリー化を一層推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが地域で安心して、快適に暮らせる生活環境を整えていきます。
3 教育・発達支援の充実	障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、障がい特性に応じた専門的な支援の提供とその質の確保に努めます。保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係機関の連携を強化した総合的な支援を行うため、児童発達支援センターを中核拠点とした体制づくりを推進し、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指します。
4 雇用・就労の拡大	就労を希望する障がいのある人が適切な職業能力を身につけられるように、自立や就労のための訓練を充実させていきます。また、職業能力を持つ障がいのある人が一般就労に移行していけるように、就職相談や就労支援を推進し、障がいのある人が働き続けられるように、就労定着に向けた支援を行います。
5 広報・啓発活動の推進	障がいのある人とない人が互いに理解し支えあい、多様な市民がともに同じまちに暮らしていることを実感できる共生社会を実現するために、障害者差別解消法の趣旨に基づいて、広報・啓発活動や福祉教育を通して、障がいのある人に対する社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことができる社会を目指していきます。また、障がいのある人が円滑に情報を受信・発信できるように、情報のバリアフリー化を推進していきます。

### 3 計画の展開（施策の体系）

小平市では、基本理念・基本方針を軸として、“施策の柱”に沿って障がい者施策を体系的に推進していきます。

#### 「障がい者福祉計画」施策体系

